

平成30年4月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油温風暖房機（開放式）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちエアコン1件、電気洗濯乾燥機1件、
電気洗濯機1件、自転車1件） | 4件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち延長コード1件、電気ストーブ1件） | 2件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号：A201700122を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、平野、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800005	平成30年2月28日	平成30年4月3日	石油温風暖房機 (開放式)	FW-553L	ダイニチ工業株式会社	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月28日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700122	平成29年5月22日	平成29年6月2日	エアコン	CSH-229C	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の室外ファンモーター制御用リレー端子の基板はんだ付け部に接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	神奈川県	平成29年6月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800002	平成30年3月22日	平成30年4月2日	電気洗濯乾燥機	ES-HG91F	シャープ株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	平成30年3月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800003	平成30年3月21日	平成30年4月3日	電気洗濯機	MAW-F70P	日本建鐵株式会社 (現 三菱電機ホーム機器株式会社が事業承継)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	滋賀県	製造から10年以上経過した製品 平成30年4月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800006	平成30年3月25日	平成30年4月4日	自転車	NE-18-004	ホダカ株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、右ペダルが抜け、転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	千葉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800001	平成30年3月10日	平成30年4月2日	延長コード	火災	当該製品に他の電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	
A201800004	平成30年3月13日	平成30年4月3日	電気ストーブ	火災	温室で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福井県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

エアコン（管理番号：A201700122）



電気洗濯乾燥機（管理番号：A201800002）



電気洗濯機（管理番号：A201800003）



自転車（管理番号：A201800006）

